

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月27日	IV-1②監査	情報化推進部	情報システム部門	事後	機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない
平成29年5月12日	I-5法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条 国保システムとの連携については、札幌市個人番号利用条例に規定予定	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。)	事後	法根拠の文言整理のため、重要な変更にあたらない
平成29年5月12日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用リスク3	システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用するに対する注意喚起を行う。	1 システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用するに対する注意喚起を行う。 2 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	事後	事件・事故のリスクを明らかに軽減する変更であるため、重要な変更にあたらない
平成29年5月12日	V-1④個人情報ファイル簿の公表	札幌市検診情報ファイル(健康診査事務、肺がん検診事務、札幌市歯周病検診)	札幌市検診情報ファイル(健康診査事務、札幌市歯周病検診)	事後	個人情報ファイル簿の名称整理による変更のため、重要な変更にあたらない
平成31年3月7日	I-7②所属長の役職名	健康推進担当課長 石川 奈津江	健康推進担当課長	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない
令和2年11月24日	I-2システム5②システムの機能	金融機関への口座振替依頼を行うシステム。札幌市検診情報システムにおいては、確定した実施医療機関の委託料及びがん検診無料クーポン事業の対象者のうち、がん検診無料クーポン券を送付する前に札幌市がん検診を受診した者への自己負担相当額の償還金申請者へ、金融機関を通して口座振込する。	金融機関への口座振替依頼を行うシステム。札幌市検診情報システムにおいては、以下の2つの支払がある。 ①実施医療機関へ委託料を支払う。 ②がん検診無料クーポン券が届く前に自費で札幌市がん検診を受けた場合、申請があれば償還金を支払う。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更にあたらない
令和2年11月24日	I-7評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康推進担当課長	成人保健・歯科保健担当課長	事後	機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない
令和2年11月24日	II-2基本情報③必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、適正な受診勧奨等、検診受診率向上に向けた分析・施策の実施に資することとなることととも、個別受診勧奨文書の発送等の事務の効率化が図れる。	個人の特定、個人の宛名の突合の正確性を向上させ、適正な受診勧奨等、検診受診率向上に向けた分析・施策を実施し、さらに個別受診勧奨文書の発送等の事務の効率化を図るためには、上記の範囲全てを対象にする必要がある。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅱ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託②妥当性	札幌市検診情報システムの安定した稼働のため、システム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者へ委託する。	札幌市検診情報システムの安定した稼働のため、特定個人情報ファイルの全体をシステム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者へ委託する必要がある。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更には当たらない
令和2年11月24日	Ⅱ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託⑥委託先名	競争入札により決定する	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	事後	システムを構築した業者との随意契約であるため、業者名を記載しており、重要な変更には当たらない
令和2年11月24日	Ⅱ-6特定個人情報の保管・消去②保管期間の妥当性	札幌市公文書管理条例第5条及び札幌市公文書管理規則第8条の規定に基づき、当該検診における文書の保存期間を5年としていることから、当該データの保存期間を5年とする。	当該検診における受診勧奨は、検診を受診した後しばらく年数が経過した者に対して行う場合があるため、受診者情報を長期間保管する必要がある。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更には当たらない
令和2年11月24日	別添2ファイル記録項目	-	前立腺がん検査結果、胃がんリスク判定結果を追加。	事後	H31年1月より検診項目を追加しているが、平成30年12月に諮問し個人情報を利用することとして答申を受けているため、重要な変更には当たらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-2特定個人情報の入手リスク1:対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	受診者本人の意思で検診実施医療機関を受診し、本市は当該医療機関からの報告に基づいて本件事務を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。	検診実施医療機関は、自らの意思で検診を受診した者の情報のみを札幌市へ報告するため、札幌市は検診受診者以外の者の情報を入手することはない。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更には当たらない
令和2年11月24日	Ⅲ-2特定個人情報の入手リスク2:リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市検診情報システムにおける措置&gt;</p> <p>1 検診受診者情報については、検診実施医療機関を経由して入手することから個人番号の記載欄は無く、不適切に個人番号を入手することはない。</p> <p>2 システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者による照会と登録のみとし、それ以外の方法ではアクセスできない。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみ</p>	<p>・本市に住民登録がある者の個人番号、基本4情報(氏名、性別、住所、生年月日)、その他の住民基本台帳関係情報をシステムにて入手する方法は以下の2つの方法に限定している。</p> <p>1 庁内ネットワーク及びシステム基盤(個人基本)を通じて入手する。(一斉更新。)</p> <p>2 権限が認められた職員が検診情報システムにアクセスできる専用端末を利用して個別に入手する。</p>	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更には当たらない
令和2年11月24日	Ⅲ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	契約毎に被指名者選考委員会を開いて審議し、指名見積参加者選考調書に記録する。審査基準は札幌市役務契約事務取扱要領および札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領による。	札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して委託契約を締結している。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更には当たらない
令和2年11月24日	Ⅲ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	サーバー室への入室は従業者に配布するICカードにより制限し、不正な侵入を防止する。また、端末機の操作者ごとにアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録	システム操作記録による記録を残す。	特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業者の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更にあたらない
令和2年11月24日	Ⅲ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託者から他者への提供に関するルールの内容及びルールの遵守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記する。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させる。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない
令和2年11月24日	Ⅲ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記する。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させる。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない
令和2年11月24日	Ⅲ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出しは禁止する。 委託先が特定個人情報を消去する場合は、本市の指示に基づき実施する。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	個人情報取扱注意事項として以下を契約書に明記する。 1 個人情報の保護 2 複写、複製の禁止 3 目的外使用の禁止 4 情報の返還	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を降り扱う従業員の明確化 8 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更にあたらない
令和2年11月24日	Ⅲ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	委託先に対し、業務委託契約書における遵守事項を再委託先に周知徹底し遵守させる。セキュリティ保全状況に関する報告を定期的に提示させる。	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。 また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更にあたらない
令和2年11月24日	Ⅳ-1②監査 具体的な内容	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 内部監査はすべての職場で実施する。 2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。 3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。 4 聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査はすべての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に行う。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更にあたらない